

社会福祉法人 北陽会 るべしべ希楽苑
指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人北陽会るべしべ希楽苑（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「通所介護事業等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営等に関する事項を定め事業所の通所介護事業等従事者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 従事者は、要支援状態になった利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけをし、自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、安全管理体制の確保を行い介護サービス及び介護予防サービスの提供を行うものとする。

4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業所者等へ情報の提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 この事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 るべしべ希楽苑指定通所介護事業所

(2) 所在地 北見市留辺蘂町上町143番地1

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は社会福祉法人 北陽会とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、通所介護事業等を兼務するものとする。

- (1) 管理者（施設長） 1名（兼任）…当該事業所の管理、業務の把握を一元的に行う責務と、職員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名…利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるよう事業所内のサービス調整、居宅介護支援事業者等、他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (3) 看護職員 1名（兼任）…利用者の健康保持のために適切な措置をとる。
- (4) 介護職員 3名…利用者に対し、通所介護事業等のサービス提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し親切的な介助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名（看護職員兼任）…利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- (6) 運転手（兼介助員） 2名…利用者の送迎及び介護職員の補助を行う。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて定数を超えた職員を置くことができる。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年末年始（12月30日から1月3日）を除き、毎日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前10時00分から午後3時15分とする。
- (4) 管理者がやむを得ないと認めた場合（感染症のまん延、災害等）には、定められた休業日以外の日を休業日とすることができる。

（利用者の定員）

第7条 事業所の利用定員（通所介護事業等を合わせた利用定員）は、1日25人とする。

（通所介護事業等の内容）

第8条 通所介護事業等の内容は、指定居宅介護支援事業者、包括支援センターまたは利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち事業所と利用者及び家族との相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

- (1) 身体介護に関すること…日常の生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
 - ア 排泄の介助
 - イ 移動、移乗の介助
 - ウ 通院等の介助、その他必要な身体介護
- (2) 入浴に関すること…身体状況に応じて入浴方法を選定し、必要な支援及びサービスを提供する。
 - ア 衣類脱着の介助
 - イ 身体的清拭、洗髪、洗身
 - ウ その他必要な入浴介助
- (3) 食事に関すること…給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
 - ア 準備、後始末の介助

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者は介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) サービスの利用にあたっては、規律を守り相互の友愛と親和を保ち、心身の安定を図り、他人に迷惑をかけず、相互の融和をはかるよう努めなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第12条 利用者が負傷・病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行うと共に、身元引受人及び管理者（施設長）に連絡する等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第13条 管理者（施設長）は、災害防止と利用者の安全を図るため別に定める防災に関する規程に基づき、常に利用者の安全確保に努めなければならない。

- 2 事業所は、非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護事業等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 4 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 5 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 6 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(利用契約)

第14条 事業所は、介護の提供を開始するにあたり、利用者及び家族等に対して通所介護事業等に関する契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者（施設長）が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び従業者等の健康管理)

第15条 事業所は、通所介護事業等に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、事業所において感染症が発生又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

イ 食事摂取の介助

ウ その他必要な食事の介助

- (4) 機能回復訓練・レクリエーションサービスに關すること…利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

ア レクリエーション

イ グループワーク

ウ 行事的活動

エ 体操

オ 機能訓練

カ 休養（養護）

- (5) 送迎に關すること…障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

ア 移動、移乗動作の介助

イ 送迎

- (6) 相談、助言に關すること…利用者及び家族の日常生活における身上、介護等に關する相談及び助言を行う。

ア 日常生活動作訓練の相談、助言

イ 日常生活自助具の利用方法の相談、助言

ウ 住宅改良に關する相談、助言

エ その他必要な相談、助言

（利用料及びその他の費用の額）

第9条 介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準又は市町村長が定める基準によるものとし、当該介護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- 2 介護に通常要する時間を超える介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用を徴収する。

3 食 費 600円

4 オムツ代

5 機能回復訓練・レクリエーションサービスに係る諸経費

6 その他利用者に特別に要した経費で、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 7 前項の費用の額にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、北見市留辺蘂の区域とする。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(その他運営に関する必要事項)

第23条 事業所は、職員の資質の向上を図るために必要と認められる研修を実施する。

2 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、適切な通所介護事業等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(補則)

第24条 この規程に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、管理者（施設長）が理事長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年5月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年10月24日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月18日から施行し、令和3年7月1日から適用する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

4 事業所は、感染症の発生時において、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

6 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(秘密の保持)

第16条 事業所の職員は、正当な理由がない場合、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(個別援助計画書の作成等)

第17条 事業所は、居宅サービス計画が既に作成されている場合には、当該計画の内容について利用者の心身機能の状態に応じた個別援助計画書を作成しなければならない。また、作成した個別援助計画書について、利用者及び家族に対し、その内容等について説明し、同意を得なければならない。利用者の状態の変化や居宅サービス計画の変更、サービスの実施状況を把握し、必要に応じて個別援助計画書の変更を行う。

(職員の就業規則及び給与規程等)

第18条 職員に対しては、この規程によるほか、当法人の職員の就業規則及び給与規程、旅費規程等を適用する。

(記録の整備)

第19条 事業所は、施設及び設備、人事、会計、施設サービス計画、サービス提供の諸記録を整備しておかなければならない。

(苦情処理)

第20条 利用者、家族その他からの、事業に関わる苦情を、迅速かつ適切に対応するための窓口を設け、利用者等からの苦情に関して各自治体が行う調査に協力するとともに、苦情を受け付けたとき、また、自治体から改善に対する指導、助言を受けたときは、迅速に改善を行い、再発防止に努める。

(損害賠償)

第21条 事業所は、利用者に対する通所介護事業等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第22条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止対策委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を年2回に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。